

しょうがいしゃ さ べ つ かい しょう ほう し

# 障害者差別解消法を知っていますか？

この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、  
みんなが共に生きる社会をつくることを目指しています。

▶▶こんなことで困っていませんか？



みせ はい  
お店に入ろうとしたら、  
しょうがい りゆう りよう  
障害を理由に利用できな  
かった

くち うご ことば りかい  
口の動きで言葉を理解して  
いるので、マスクを外してほ  
しいとお願いしたが、外して  
くれなかった。



しょうがい しょうがい ひと ちが  
障害があることで、障害のない人とは違う

あつか う こま じぶん しょうがい  
扱いを受けて困ったことや、自分の障害に

あ ひつよう くふう かた  
合った必要な工夫ややり方をしてもらえな  
かったことはありませんか？



かいぎ しえん ひと  
会議に支援してくれる人  
を入れてもらえなかった



## しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう かいせい 障害者差別解消法が改正されました。

こうりてきはいりよ  
「合理的配慮」について、かいしゃ みせ で き どりよく  
（努力義務）となっていました。れいわ ねん がつ ほうかいせい  
令和3年6月の法改正により、  
こうりてきはいりよ かなら  
合理的配慮を必ずしなければならないことになりました。

### ふとう さべつてきとりあつか ◆ 不当な差別的取扱い

しょうがい りゆう しょうがい ひと ちが あつか う  
「障害がある」という理由だけで障害のない人と違う扱いを受  
ける場合。ただし、ほか ほうほう ばあい ふとう さべつてき  
とりあつか  
取扱い」にならないこともあります。

### こうりてきはいりよ ◆ 合理的配慮

しょうがい ひと こま とき ひと しょうがい あ ひつよう  
障害がある人が困っている時にその人の障害に合った必要な  
くふう やりかた あいて つた あいて  
工夫ややり方を相手に伝えて、それを相手にしてもらうこと。

	やくば かいしゃ みせ 役場、会社・お店など
ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	してはいけない
こうりてきはいりよ 合理的配慮	しなければならない

ふとう さべつてきとりあつか やくば かいしゃ みせ きんし  
不当な差別的取扱いは役場も会社もお店なども禁止されています。

こうりてきはいりよ やくば かいしゃ みせ かなら  
合理的配慮は、役場も会社もお店も必ずしなければならないとなりました。

と あ そうだんまどぐち  
お問い合わせ・相談窓口

ほけん ふくしか ふくしかかり  
保健福祉課福祉係

でんわ  
電話：01558-2-0172

ファックス  
FAX：01558-2-6662